有機エレクトロニクス研究専門委員会優秀研究発表賞選奨規程

電子情報通信学会
有機エレクトロニクス研究専門委員会
平成 25 年 10 月 11 日制定
平成 28 年 3 月 16 日改訂

有機エレクトロニクス研究専門委員会（以下、本委員会と称する）における「優秀研究発表賞」の選定は、本規定によって行う。

1. 電子情報通信学会（以下、本会と称する）定款第 4 条ホ号およびヘ号に基づく電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励のため、有為と認められる者の表彰または奨励を行う。

2. 本賞は「優秀研究発表賞」と称する。

3. 優秀研究発表賞の受賞候補者は、本委員会が本賞表彰の実施を認めた研究発表の催し（以下、催しと称する）における発表論文の筆頭著者であって、講演またはポスター発表を行った者とする。受賞候補者の資格は、講演の時点で満 35 歳未満の者とし、非会員も可とする。

4. 優秀研究発表賞の受賞候補者は、1 回の催しにつき 2 名以内とする。ただし、受賞回数に制限を設けないものとする。

5. 優秀研究発表賞の審査は、別途定めた一定の審査基準に従って審査委員が行う。

6. 審査委員は本委員会委員、および本委員会委員長もしくは本委員会委員長から委任をうけた本委員会委員が指名する催し参加者で構成される。 審査委員は学会員に限定されない。 また、審査委員は、自身が発表論文著者または共著者である候補件の審査はしない。

7. 優秀研究発表賞の受賞者は、審査委員の審査結果に基づき、催し参加の本委員会委員によって構成される選奨委員会の合議によって決定する。委員会の合議で決しない場合は委員長または委員長の委任をうけた本委員会委員の判断により決定する。

8. 選奨委員会は必ずしも優秀研究発表賞の受賞者を選定することを要しない。受賞者なしも可とする。

9. 優秀研究発表賞は賞状および賞金とする。賞金は授賞 1 件につき 10,000 円とする。

10.　　優秀研究発表賞の受賞者で本会未入会の者は、会員になることが望ましい。

11. 選奨委員会は、審査委員のコメントあるいは選奨委員会委員の多数の推薦に基づき賞金を伴わない特別表彰を行うことができる。

附則

本規程は有機エレクトロニクス研究専門委員会のホームページ上で公開する。

本規程の改訂は、有機エレクトロニクス研究専門委員会の承認を得るものとする。

本規程は平成 28 年度に実施される催しから適用する。既に実施された平成 28 年度の催しに対しても有機エレクトロニクス研究専門委員会の承認を経て、これを適用できるものとする。